

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

適正就業に関する規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

適正就業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）定款第4条第1項第1号に定める事業の実施において、適正な請負又は委任による仕事の受注、適正かつ公平な就業機会の提供等を確保することを目的とする。

(適正就業ガイドライン)

第2条 センター及び会員は、厚生労働省が作成する「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」（以下、本規程において「ガイドライン」という。）の内容を理解し、遵守し、又は、周知に努めるものとする。

(周知、遵守及び不適正事案の報告)

第3条 センターは、会員に本規程を周知するものとし、会員は、本規程を遵守し適正就業に努めるものとする。

2 会員は、就業に際して発注者から直接の指揮命令が行われるなど、関係法令、ガイドライン等に抵触する事案を発見した場合には、センターに報告し、必要な是正を求めるものとする。

(適正な仕事の受注)

第4条 センターは、請負又は委任による仕事の依頼を受けた場合であっても、その仕事の内容が関係法令に違反し、又は、ガイドライン等に抵触すると思料されるときには、原則として受注してはならない。ただし、労働者派遣事業での引受けが可能な場合には、その旨を依頼者に提案するものとする。

(就業日数、時間の上限)

第5条 会員の就業日数、時間の上限については、ガイドラインで示される「臨時的かつ短期的または軽易な業務」の範囲を逸脱しないものとする。

(長期就業の是正等)

第6条 公平な就業機会の提供を確保するため、会員が同一職種、同一場所で、一定の期間継続して就業する場合において、その期間は、原則として、就業した時から1年以内とする。ただし、これは1年の就業を保障するものではない。

2 前項の場合において、引き続き1年以内の期間をもって更新することを妨げないものとする。ただし、更新を繰り返す場合でも、就業した時から継続して3年を超えて就業することはできない。

3 前項ただし書きの場合において、会員に就業の交代を通知するときには、就業したときから継続して3年を満了する月の1月前までに、原則として書面により行うものとする。

- 4 第2項ただし書きの場合において、交代する会員が決まらない場合は、交代する会員が決定するまでの間に限り、就業期間の延長を認めることができる。
- 5 センターは、会員への仕事の提供にあたっては、可能な限り、職種別・地域別グループ内の会員間でローテーションを組み、ワークシェアリングを行うよう努めるものとする。
- 6 センター公共受託事業管理業務就業基準に定めがある場合、本条の規定は適用しない。

(適正就業委員会)

第7条 センターは、この規程の目的を達成するため、適正就業委員会（以下、本規程において「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、センター安全・適正就業委員会運営規程に定める委員会がこれにあたる。
- 3 委員会は、センター安全・適正就業委員会運営規程に定めるもののほか、次に掲げる事項について検討し、適正就業を推進するとともに、適正就業の趣旨に照らして、発注者からの仕事の引き受け及び会員への提供並びに会員の就業遂行に問題があると認められる場合には当該事案を審議し、会長に報告するものとする。
 - (1) 会員の就業が、労働関係法令、ガイドライン等に基づく適正な内容とするための実施計画の策定
 - (2) 不適正な請負・委任契約として都道府県労働局等から改善指導等を受けた事案の分析及び再発防止策の樹立に関する事
 - (3) 関係法令、ガイドライン等の遵守及び周知に関する事
 - (4) 適正就業に関する会員への教育に関する事
 - (5) その他会員の適正就業に関して必要な事項
- 4 委員会は、必要に応じて就業先の巡回指導等を行い、適正就業の徹底を図るものとする。

(就業停止の措置等)

第8条 委員会は、センター会員就業規程第8条第1項第2号、同第3号及び同第4号に定めるもののほか、就業中の会員が次に掲げる事項に該当したときであって、就業に支障があると判断した場合には、当該会員に対する就業を停止すべき旨を会長に勧告する。その際、必要があると認められる場合は、当該会員への事実等確認を行うものとし、その内容を会長に報告するものとする。

- (1) 健康上の問題が生じ、体力、技能等が低下した場合
 - (2) 発注者又は共同で就業する他の就業会員との間にトラブルを発生させた場合
 - (3) 就業に関して発注者等から苦情があった場合
 - (4) 会員就業規程に違反した場合
 - (5) 会員の就業実態と請負又は委任契約の内容に乖離が認められる場合
- 2 会長は、前項に定める就業停止の勧告及び報告を受けた場合、理事会に付議するものとする。
 - 3 理事会は、前項の審議において、第1項第5号を除く各号に該当することにより、会員の就業を停止させる必要があるとしたとき、当該会員に弁明の機会を与えることができるものとする。
 - 4 理事会は、会員の就業を停止させる場合、当該会員に通知するものとする。ただし、第1項第5号に該当する場合には、発注者も含め通知するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た会員の個人情報等について、漏洩してはならない。

(委任)

第10条 委員長は、第7条第3項に掲げる事項及び同第4項の定めの一部又は全部について、事務局長若しくはセンター安全・適正就業推進員（以下、本規程においてあわせて「事務局」という。）に、委任することができるものとする。

2 事務局は、委任された事項について調査、検討、起案を行うものとし、その経過及び結果について会長若しくは委員長に報告するものとする。

(代表理事の緊急執行)

第11条 代表理事は、第8条第2項の審議事項が、緊急の対応を要するため理事会に付議することができないときは、理事会の審議を経ないで同条第3項、同第4項について執行することができるものとする。この場合において、代表理事は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

2 前項の規定において、代表理事は、当該案件に限り必要と認めた場合、業務執行理事を代理人に指定し執行させることができるものとする。この場合において、業務執行理事は執行に係る経過及び結果を代表理事に報告し、代表理事はその旨を含め次の理事会に付議し、承認を得なければならないものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会で審議のうえ、理事会の決議によるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定め、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年2月17日から施行する。